

老人施設 やまぬ悲劇

老後の住居 遠い安心

10人が死亡した群馬県の無届け老人施設「静養ホームたまゆら」の火災から19日で1年。東京都内から移り住んだお年寄りを多数巻き込んだ惨事は、低所得の高齢者の受け入れ施設が大都市圏で不足している実態を浮き彫りにした。13日には札幌市の認知症グループホームで7人が死亡する火災が発生。単身の高齢者が急増する中、所得水準にかかわらず安心して老後を送れる住まいの確保は待ったなしの課題だ。



ずさんな管理

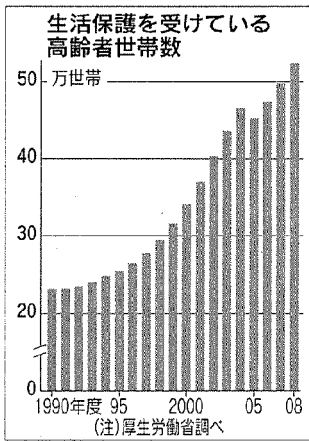
「みんな部屋でたばこを吸ってた。あんなのは聞蓮ってる。よく辛抱したなと思う」。火災当時、たまゆらに住んでいた男性(80)は、ずさんな管理体制をこう振り返る。

都内のパチンコ店の住み込み従業員として約30年間働いた。酒で体を壊

今は台東区の特定非営利活動法人(NPO法人)が運営する低額の賃貸住宅に落ち着き、給食サー

低所得者向け 都で不足 他県依存

住元の元(東京都墨田区)の男性(たまゆら)の老人



「たまゆら」火災1年

遠隔地、監視不十分も

生活保護の実情に詳しい岩田正美・日本女子大教授の話。高齢者施設の安全性を確保するには、抜き打ちの实地訪問などが必要であり、遠隔地にある場合は福祉事務所などが十分にチェックできるか疑問だ。低所得者であっても住み慣れた地域の中でケアを受けられるようにすべき。その方が遠くの施設を監視するよりコストも低くなるだろう。軽費老人ホームの基準引き下げも場合によっては必要だが、問題が起きないかしっかりと検証していくことが不可欠だ。

他県への依存は墨田区に限った問題ではなく、都の集計では昨年1月時点で765人が8県の99施設(うち70施設が無届け)に入所していた。これらの施設にいる人の多くは身寄りがなく、病気や体の衰えでケアが必要だが、所得が少なく「軽費老人ホーム」(軽費老人ホーム)に入居できる「都型ケアハウス」(軽費老人ホーム)に入れない。本来、受け皿になるべき特別養護老人ホームなどの公的施設は、地価の高い都内では整備が進まず、民間の無

人福祉法が有料老人ホームに義務づける都道府県への届け出を怠っていた。群馬県警は今年2月、避難訓練や消防設備の改善を怠ったとして、施設

を運営する特定非営利活動法人(NPO法人)「彩経会」理事長、高桑五郎容疑者(85)ら2人を業務上過失致死容疑で逮捕。2人は今月3日起訴された。

を運賃する特定非営利活動法人(NPO法人)「彩経会」理事長、高桑五郎容疑者(85)ら2人を業務上過失致死容疑で逮捕。2人は今月3日起訴された。

め、厚労省は4月から軽費老人ホームの面積基準を緩める方針を決定。東京23区や大阪市、名古屋などの大都市圏に限り、個室の広さの最低基準を現行の約3分の1の7・43平方メートル(4畳半)に引き下げる。これは札幌の認知症グループホームと同じで、建設費などは抑えられるが、「安全性など質の確保が課題」(都内の養護老人ホームの施設長)だ。

2月下旬に都内で開かれた都型ケアハウスの説明会には多くの企業や社会福祉法人が参加。アンケートに回答した209法人のうち75法人(35%)が「整備したい」「2010年度内に整備したい」と答えた。都高齢社会対策部は「関心が高い」と一定の手応えを感じている。

かな日々を過ごす。

たまゆらの入所者22人のうち17人が、男性のよ

うな生活保護受給者だった。15人を送り込んでい

設が不足しており、安全

性をチェックした上で他

無届け施設は昨年10月時

点で全国に389施設

監視の目が行き届かない

ため都道府県

が届け出を促

しているが、